

サービス種別	質問内容	回答
居宅介護支援事業所	認知症対応型通所介護について、説明が無かったのは変更点が無いためでしょうか。ある場合は解釈のご教授をいただきたいです。	送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とします。
居宅介護支援事業所	<p>パワポP16 令和6年4月実施：居宅介護支援報酬改定-2に関して</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ターミナルケアマネジメント加算とは、在宅で死亡した利用者の死亡月に加算するため、1人につき1回の加算しか取れないという認識でよろしいでしょうか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 加算の算定回数が現状5回から15回になっているのは、どういう意味でしょうか。</p>	<p>1人につき、1回しかターミナルケア加算は請求できない認識でよいです。</p> <p>「加算の算定回数が現状5回から15回」の箇所は、特定事業所医療介護連携加算を算定する要件として、今まではターミナルケアマネジメント加算を5回以上から取得できていましたが、15回以上に変更になったという意味です。</p>
介護老人福祉施設	共通事項の説明にあった事業所の運営規定の概要等の重要事項等のウェブサイトへの掲載・公表について、どの書類を掲載しなければならないのかを教えてくださいと思います。	事業所の運営規程の概要等の重要事項等についてです。
通所介護	パワポP26 入浴介助については研修が必要と記載されていました。介護職員は全員必修すべきなのでしょうか。	看取り連携体制加算取得の訪問入浴の職員全員です。
居宅介護支援事業所	<p>パワポP18「居宅介護支援の報酬改定4：特定事業所加算」特定事業所加算の変更点を説明されていましたが、具体的な人員の配置基準がわかりづらかったので、具体的に配置人員をお聞きしたいです。<input checked="" type="checkbox"/></p> <p>特定事業所加算Ⅱなどは これまでは 主マネ1 常勤3名 計 4名<input checked="" type="checkbox"/> でしたが、今回は 主マネ 又は 常勤2名 と 全員で 3名で算定出来るのでしょうか。</p> <p>特定事業所A 説明では、人員の条件の記載がなかったのですが <input checked="" type="checkbox"/> これまでは 主マネ1名 常勤1名 非常勤1名 でした。</p>	<p>特定事業所加算Ⅱは、主任ケアマネ1名+常勤ケアマネ3名で4名です。</p> <p>特定事業所加算Aは、主任ケアマネ1名+常勤ケアマネ1名+常勤換算方法で1名以上配置です。</p>